

第5章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、油流出災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)について、防災対策の一層の充実強化を図るため、各種事故災害について、予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

海上において船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施担当及び実施機関等

各種対策を実施する担当及び機関等は次のとおりである。

主な実施担当班	水産港湾班、消防班 ※港湾法（昭和25年法律第218号）に定める重要港湾及びその臨港地区並びに漁港 漁場法（昭和25年法律第137号）に定める漁港区域及び陸域で発生する災害については水産港湾班を実施担当とする。
実施機関及び団体	根室海上保安部、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路開発建設部根室港湾事務所、釧路地方気象台、釧路労働基準監督署、根室振興局、根室警察署、各漁業協同組合、各救難所

2 海難予防対策

(1) 海事関係法令等の違反防止

船舶安全法等の海事関係法令の違反は、直接海難に結びつく場合が多いため、関係機関は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導に努めるものとする。

- ア 海技従事有資格者の乗船確認
- イ 無線従事有資格者の乗船確認
- ウ 救命器具並びに消火器等の設備の確認

(2) 気象情報の常時把握

船主及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図るものとする。

- ア 船舶気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象情報の把握に努める。
- イ 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する根室海上保安部からの勧告・指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(3) 海難防止の指導

海難防止推進機関は、法令の定めるところにより適切な予防措置を講ずるほか、日本水難救済会各救難所とともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。

- ア 船体、機関、救命設備（救命器具、信号機器、消防設備等）及び通信施設の整備
- イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- ウ 漁船乗組員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行及び相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

3 実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力の整備に努めるものとする。
- (2) 根室海上保安部、根室振興局、根室警察署、市、各漁業協同組合、各救難所
 - ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する根室海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (3) 釧路地方気象台
 - 釧路地方気象台は、関係機関と調整を図り、保有する詳細な気象情報の提供に努めるものとする。

4 災害応急対策

海上災害の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統は別記1のとおりとする。
- (2) 各関係機関・団体（別記2）は情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関

に情報提供し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

5 応急活動体制及び搜索活動

市長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

また、海難船舶の搜索活動は関係機関が相互に密接に連携のうえ、各漁業協同組合及び各救難所の協力を得て実施するものとする。

6 救助救出活動

(1) 根室海上保安部（海上保安庁法第5条）

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うものとする。

イ 船舶交通の障害の除去に関すること

ウ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行うものとする。

エ 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2) 根室市（基本法第62条、水難救護法第1条）

ア 遭難船舶を認知したときは、根室海上保安部及び根室警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ 救護のため必要のあるときは、住民を招集し、船舶、車両その他の物件を徴用し又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 根室警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を行うこと。

(4) 各漁業協同組合

所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

(5) 協力機関

根室・歯舞・落石・根室湾中部の各救難所は、根室海上保安部長及び市長から要請があった場合又は自ら海難を認知した場合は、人命若しくは船舶及び積荷を救済するものとする。

7 各種対策

その他の必要な各種対策等については、次の各号の一に準じて実施するものとする。

(1) 消防活動（本編第3章第11節「消防計画」）

(2) 広報活動等（本編第4章第4節「災害広報・情報提供計画」）

(3) 医療救護活動（本編第4章第12節「医療及び助産計画」）

(4) 行方不明者の搜索等（本編第4章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」）

(5) 自衛隊派遣要請（本編第4章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」）

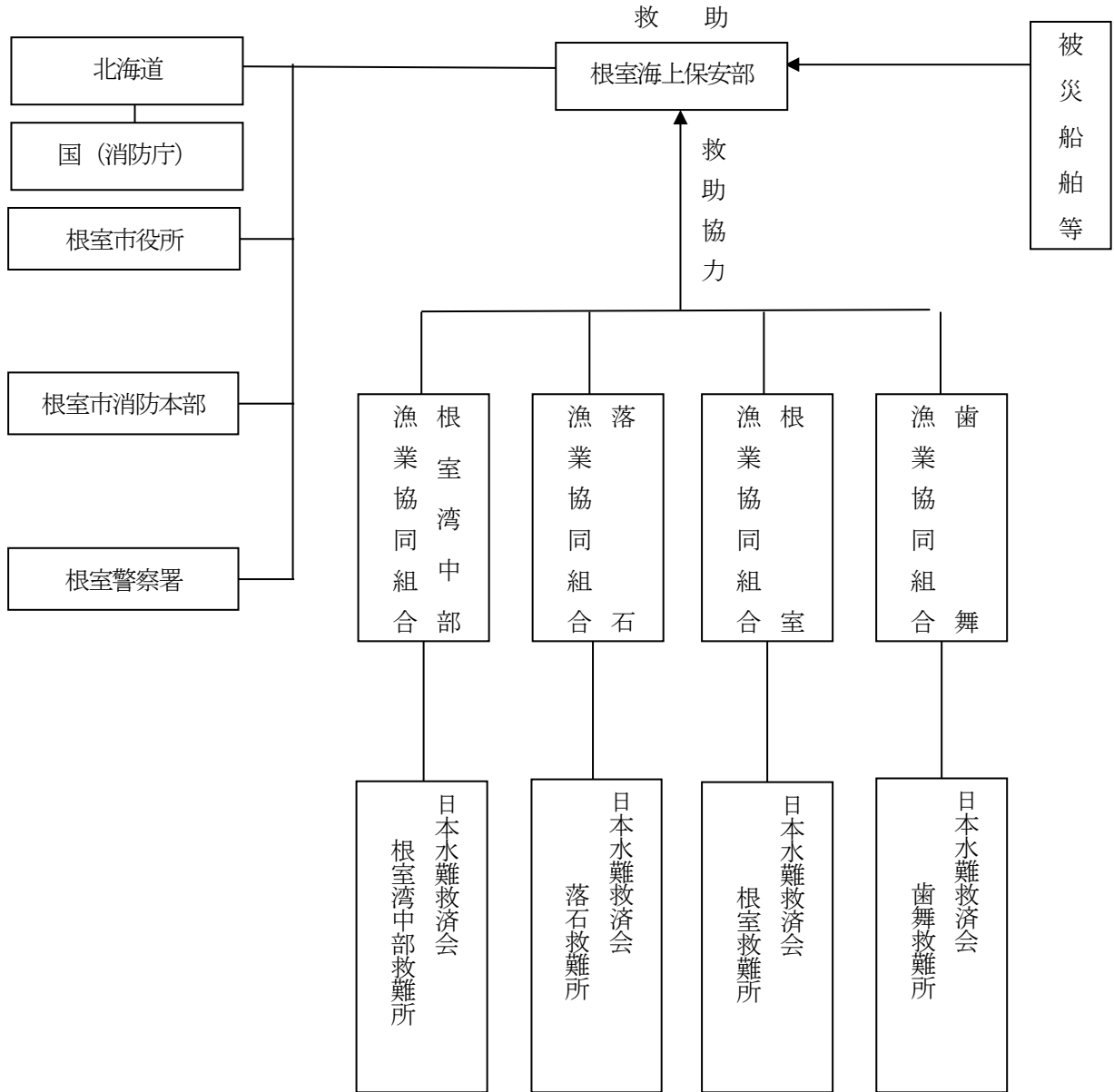
海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官の定める者が、海難の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

- (6) 交通規制（本編第4章第15節「交通応急対策計画」）
- (7) 広域応援（本編第4章第9節「広域応援・受援計画」）

別記1

海難対策系統図



別記2

関係機関・団体

令和4年4月現在

機関及び団体名	住 所	電話番号
根室海上保安部	根室市琴平町1-38	24-3118
根室警察署	〃 弥栄町1-17	24-0110
北海道運輸局釧路運輸支局	〃 琴平町1-38	23-6417
根室振興局	〃 常盤町3-28	24-0257
根室市役所	〃 常盤町2-27	23-6111
根室市消防本部（署）	〃 大正町1-30	24-3164
釧路地方气象台	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5146 0154-31-5110 (夜間・休日)
道魚連根室支所	〃 海岸町1-2	24-7511
根釧漁船保険組合	〃 海岸町1-2	24-2215
根室漁業協同組合	〃 海岸町1-17	23-6161
齒舞漁業協同組合	〃 齒舞4-132-2	28-2121
落石漁業協同組合	〃 落石西395-2	27-2121
根室湾中部漁業協同組合	〃 温根沼344-3	25-3131
根室漁業無線局	〃 花咲港	25-8221
日本水難救済会・根室救難所	〃 海岸町1-17	23-6161
日本水難救済会・齒舞救難所	〃 齒舞4-120-1	28-2121
日本水難救済会・落石救難所	〃 落石西395-2	27-2121
日本水難救済会・根室湾中部救難所	〃 温根沼344-3	25-3131

第2節 流出油等対策計画

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害については、本編第5章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

1 実施担当及び実施機関等

各種対策を実施する担当及び機関等は次のとおりである。

主な実施担当班	水産港湾班、消防班 ※港湾法（昭和25年法律第218号）に定める重要港湾及びその臨港地区並びに漁港漁場法（昭和25年法律第137号）に定める漁港区域及び陸域で発生する災害については、水産港湾班を実施担当とする。
実施機関及び団体	根室海上保安部、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路開発建設部根室港湾事務所、釧路地方气象台、釧路労働基準監督署、根室振興局、根室警察署、各漁業協同組合、各救難所

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

3 関係行政機関の共通実施事項

- (1) 迅速、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

4 各行政機関の個別の実施事項

(1) 根室海上保安部

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- (ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
- (イ) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所の状況）
- (ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な機材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）
- イ 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び排出油の防除に関する協議会の育成強化。
- ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。
 - (ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
 - (イ) 船舶に対する訪船指導
- エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - (イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - (ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
- (2) 釧路開発建設部根室港湾事務所
 - 第3種漁港、第4種漁港、港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。
- (3) 根室振興局
 - ア 根室市の流出油等対策計画の策定及び必要な資材の備蓄について指導する。
 - イ 根室市の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
 - ウ 根室市及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- (4) 根室市
 - ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底
 - エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- (5) 釧路地方気象台
 - 釧路地方気象台は、関係機関と調整を図り、保有する詳細な気象情報の提供に努めるものとする。

5 船舶所有者等、漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

6 災害応急対策

油等大量流出事故等の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

(1) 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(2) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(3) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

7 災害時の広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」に準じて実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用及び広報の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

8 応急活動体制

(1) 根室市の災害対策組織

市長は、油等大量流出事故災害時、第2章第2節「根室市災害対策本部」の規定に基づき、応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を

取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

9 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの管轄する海上保安機関に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

(2) 根室海上保安部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講じる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や必要な資機材の動員、相互の連携ができるように調整する。

カ 船舶等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(3) 釧路開発建設部根室港湾事務所

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(4) 北海道（根室振興局）、根室市

ア 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

なお、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 北海道警察（根室警察署）

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘

導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配意するものとする。

1.0 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 根室海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて根室市消防本部に協力を要請するものとする。

(2) 根室市消防本部

火災状況等の情報収集に努め、根室海上保安部の消火活動に協力するものとする。

1.1 避難対策及び港湾区域等の周辺整備

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第4章第6節「避難対策計画」の定めるところにより実施するとともに、港湾・漁港等における災害に、迅速かつ適切な避難対策を図るため、周辺地区の避難路整備等を実施するものとする。

(1) 避難路整備

ア 市長は、港湾区域において避難指示又は避難を必要とする災害が発生した場合に、地域住民等の安全かつ迅速な避難を実施するため、避難時間の短縮などを考慮した避難路の確保・整備に努めるものとする。

イ 漁港整備

釧路開発建設部根室港湾事務所は、沿岸住民等の避難を迅速に行えるよう、次の漁港に避難道路及び避難階段等の整備を図るものとする。

(ア) 歯舞漁港（温根元工区、瑠瑠瑠工区を含む）

(イ) 落石漁港（浜松工区、昆布盛工区を含む）

(2) 周辺整備等

ア 災害時における地上輸送の途絶を想定し、防災資機材、緊急物資及び被災者等の海上輸送を円滑に行うため、根室港区の耐震強化岸壁（水深-5.5m、岸壁延長120m）に隣接する港湾施設用地を緊急搬入物資の荷捌き・一時保管場所とするなど複合的な活用に努めるものとする。

イ 港湾施設用地から避難所等へ、緊急搬入物資の円滑な陸上輸送を実施するため、市内主要幹線道路へ連絡する臨港道路の整備を図るものとする。

1.2 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章第8節「自衛隊派遣要請計画」により、知事に災害派遣要請を要求するものとする。

1.3 各団体等の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する

諸資機材等をもって協力を行うものとする。

1.4 ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第4章第31節「ボランティア受入計画」の定めるところによる。

1.5 防災訓練

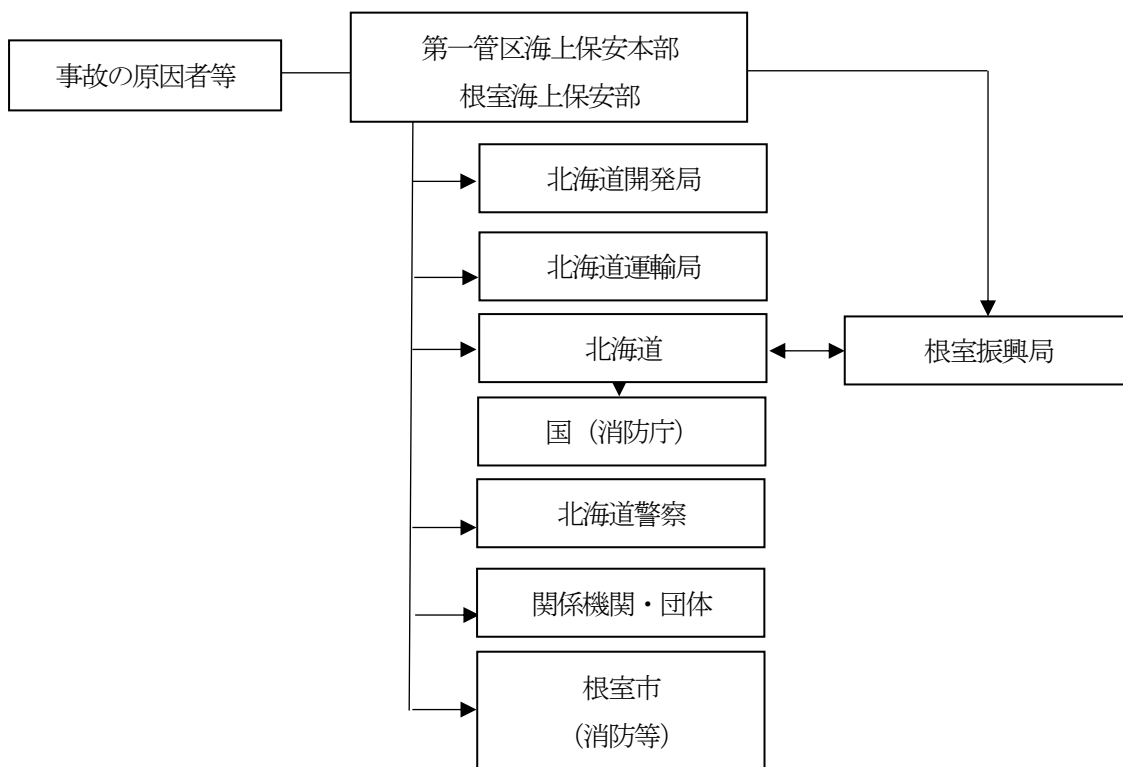
市防災会議は、港湾内における油防除対策活動を円滑に実施するため、防災訓練を毎年行うものとする。

1.6 広域応援

市及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、本編第4章第9節「広域応援・受援計画」の定めるところによる。

(別記)

情報通信連絡系統図



別表1

化学消火剤等備蓄一覧

令和4年6月現在

事業所名	保管場所	消火液 タンク (リットル)	予備 消火液 (リットル)	油処理剤 (リットル)	吸着 マット (kg)	オイル フェンス (メートル)
航空自衛隊第26警戒隊	光洋町		320	凝固剤 400kg	490 (5000枚)	
根室海上保安部	琴平町		240	846 (18L×49個)	102	200
根室市消防署	大正町	760	1,100	342		
根室市	花咲港			270	(250枚)	300
北海道漁業協同組合連合会	花咲港			648 (18L×36個)	120 エコハットEP- 50	350
(株)ヒシサン	花咲港	1,200		540	204	300
根室石油(株)	花咲港			270	150	300
北海道エネルギー(株) 根室営業所	花咲港			90	800枚	400
歯舞漁業協同組合	歯舞	352.4		324	140	500
釧路総合振興局 釧路建設管理部 根室出張所	宝林町			液状：54L 粉末：260kg	(400枚)	30
根室振興局					木質系4,420枚 石化系1,500枚	

第3節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

鉄軌道事業者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 災害発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

ウ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

エ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次のように実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第11節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第4章第12節「医療及び助産計画」の定めによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ 市（消防）

- (ア) 速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- (イ) 鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第4章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

根室警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第5章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 応援・派遣要請

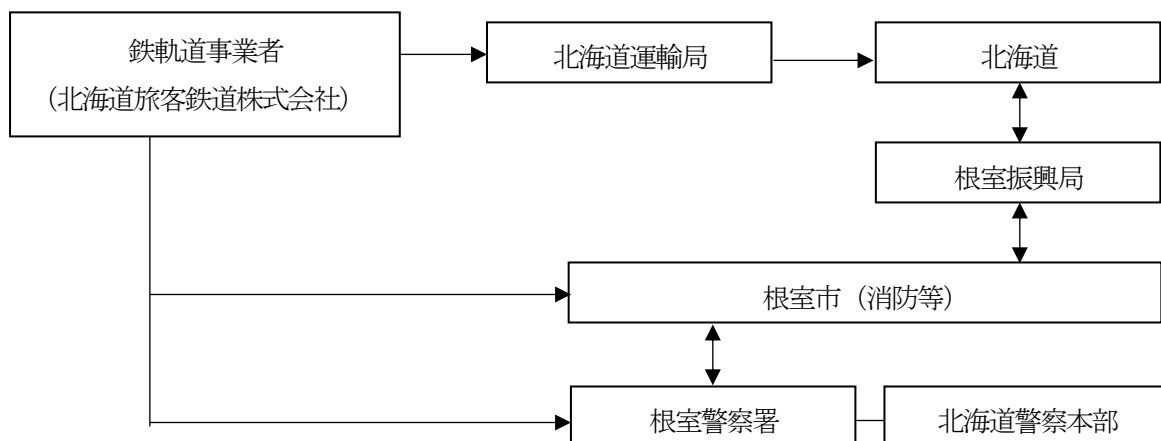
市は、災害の規模により、十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第9節「広域応援・受援計画」、第4章第8節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、他の市町村及び自衛隊の災害派遣要請権者に対し応援・派遣要請の要求を行うものとする。

(11) 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性を鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

(別記)

鉄道災害情報通信系統図



第4節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を次のとおり実施するものとする。

(1) 道路管理者

ア 橋梁、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察（根室警察署）

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

ウ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連

絡するものとする。

エ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次のように実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第4章第11節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章第12節「医療及び助産計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよ

うよう協力する。

イ 市（消防）

（ア）消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

（イ）消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

（7）行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第4章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

（8）交通規制

根室警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

（9）危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第5章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

（10）応援・派遣要請

市は、災害の規模により、十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第9節「広域応援・受援計画」、第4章第8節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、他の市町村及び自衛隊の災害派遣要請権者に対し応援・派遣要請の要求を行うものとする。

（11）災害復旧

道路管理者は、その公共性を鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

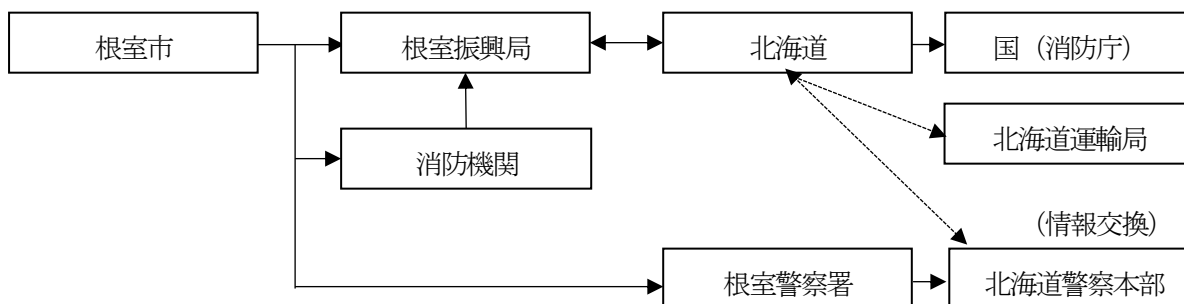
イ 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

（別記）

情報通信系統図（市の管理する道路）



第5節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、本編第5章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

<例>石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

<例>火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

<例>液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物

<例>毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、「事業者」）及び関係機関は、必要な予防対策を実施する。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

(ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を損失するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

(ウ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 北海道、消防機関

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

(ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を損失するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬類が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する者とする。

イ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(ア) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態にあったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

(ア) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 毒劇物が飛散する等により不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等の災害は発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

- イ 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- ウ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- エ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次のように実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者等の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報の掲示等により、次の事項についへの広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市及び各関係機関は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 消防機関

- (ア) 事業者との緊密な連携を図り、危険物の性状に合った適切な消防活動を実施する。

(イ) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(5) 避難措置

市及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難計画」の定めにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出活動

第5章第11節「救助救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第4章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

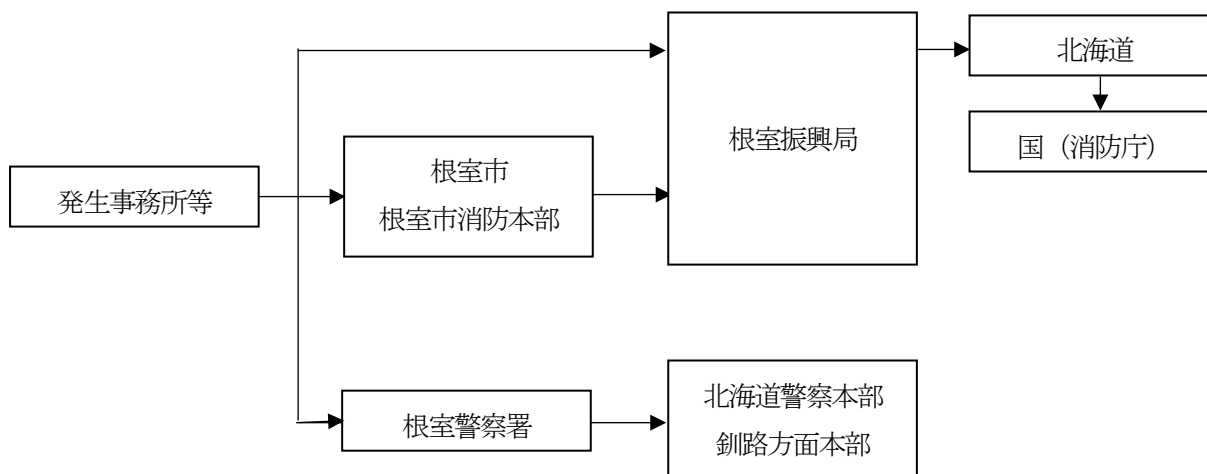
根室警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 応援・派遣要請

市は、災害の規模により、十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第9節「広域応援・受援計画」、第4章第8節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、他の市町村及び自衛隊の災害派遣要請権者に対し応援・派遣要請の要求を行うものとする。

(別記)

情報通信系統図



第6節 林野火災対策計画

林野火災の予防及びこれを消火するための対策については、本計画の定めるところによる。

1 組織

林野火災の予消防対策を推進するため、次の組織を設け、構成機関相互の連絡、情報交換、計画の実施及び指導等予消防対策の円滑なる実施を測るものとする。

(1) 名称

根室市林野火災予消防対策協議会

(2) 実施機関

根室市、根室市消防本部、根釧東部森林管理署、根室振興局、釧路地方気象台、航空自衛隊第26警戒隊、根室警察署、別海町森林組合、道東あさひ農業協同組合根室支所、根室漁業協同組合、歯舞漁業協同組合、落石漁業協同組合、根室湾中部漁業協同組合、森林愛護組合、根室市市有林監視員、道東あさひ農業協同組合根室支部酪農協議会

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素になることに鑑み、気象警報等を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

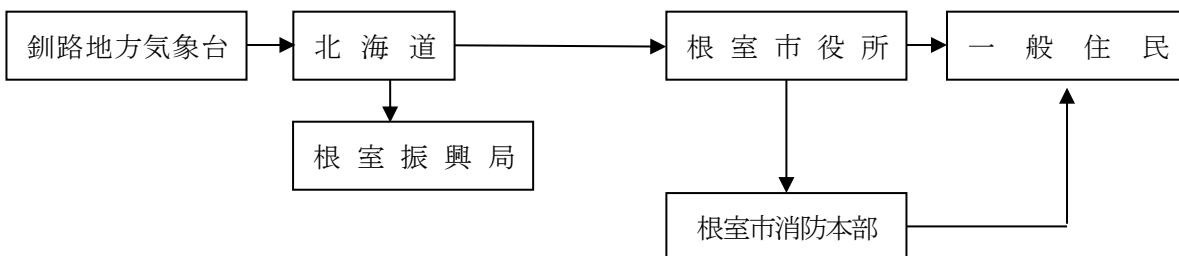
(1) 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報が行われる。火災気象通報の通報基準及び通報伝達は次のとおりである。

ア 通報基準

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速で12m/s以上が予想される場合。
なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

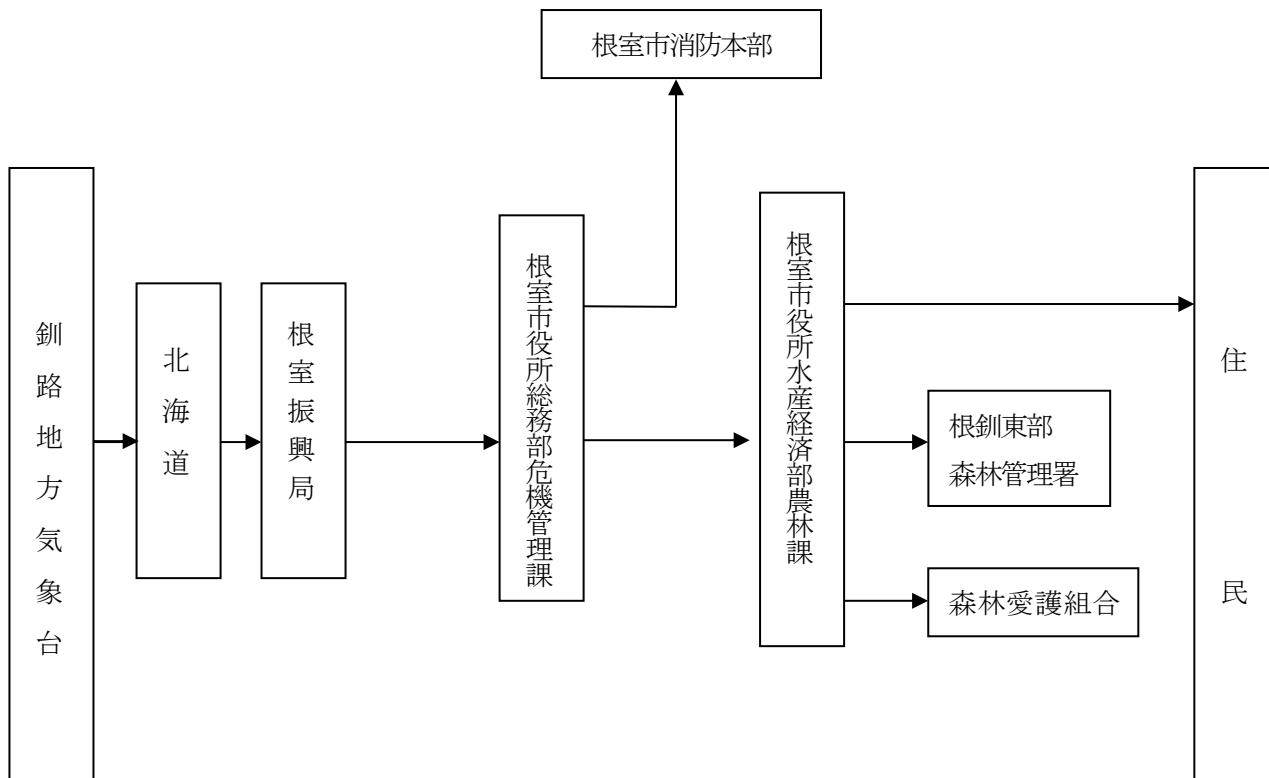
イ 通報伝達



(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、釧路地方気象台から火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行われるものとする。なお、通報伝達は次のとおりとする。

ア 通報伝達



(3) 火災警報発令

市長は、根室振興局長から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、根室市消防計画に基づき火災警報を発令することができる。

(4) 関係機関の措置

ア 根室振興局

通報を受けた根室振興局は、通報内容を根室市へ通報するものとする。

イ 根室市

通報を受けた根室市は、通報内容及びとるべき措置等を森林愛護組合等の関係機関へ通報するとともに、一般住民への周知徹底を図るものとする。

なお、市長は林野火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災発生の危険があると認めるときは火災警報を発令することができるものとする。

ウ 関係機関

通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、通報内容及び取るべき措置を部内の出先機関等へ連絡するものとする。

3 林野火災予防対策

(1) 発生原因別対策

林野火災の発生原因のほとんどが、人為的なものであるため、市及び各森林所有者は、次により原因別に対策を講ずるものとする。

ア 一般入林者対策

ハイキング・山菜採取・魚釣等の入林者対策として、次の事項を推進する。

- (ア) タバコ・たき火による失火については、十分な思想の啓発を図る。
- (イ) 入林しようとする者には、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくする。
- (ウ) 危険時の入林制限区域の周知を図る。
- (エ) 掲示板等を設置し、啓発する。
- (オ) 観光関係者による思想の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにし、出来る限り夏季又は秋季に行うよう指導するとともに、火入対策として次の事項を推進する。

- (ア) 火入れ方法の指導
- (イ) 火入れをする場合は、火入許可をとり、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- (ウ) 警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (エ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせること。

ウ 林野内事業者対策

林野内において事業を営むものは、危険期間中、次の体制をとるものとする。

- (ア) 林野内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- (イ) 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (ウ) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図るものとする。
- (エ) 林内で道路整備等を行う事業者は、事業区域より失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

(2) 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有林から失火のないよう次の事項を実施するものとする。

- ア 自己の所有林内への入林者に対する防災啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無許可入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林野火災予防思想の普及

- ア テレビ、ラジオ放送及び新聞、市広報紙等による啓発
- イ ポスター、チラシ等の配布及び看板、掲示板による啓発
- ウ 鉄道、バス等運行及びパトロール活動の強化
- エ 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- オ 小中学校生徒による協力（標語、ポスターの募集）

(4) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、林野火災予消防の実施にあたり現地に精通しており、市及び関係機関は、その協力を要請するとともに、かつその活動強化のため連携を図る。

4 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、市及び消防機関は平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り消防対策の万全を期するため、次の事項に留意する。

林野火災発生の際は、森林愛護組合及び関係機関の積極的な協力を求め、早期消火を図るものとし、地元消防機関で消火困難となったときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく、他市町村の応援要請及び第4章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき北海道知事に対し自衛隊派遣要請を要求する。

(1) 消防組織の整備

消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって行うが、早期消火に務めるため、森林愛護組合及び関係機関は積極的に消火活動に協力するものとする。

(2) 林野火災消火訓練

市及び市消防本部は、森林愛護組合及び関係機関の協力を得て、森林火災を想定した情報連絡、消火の指揮系統等の総合的消火訓練を実施する。

(3) 消火器材の整備

ア 市及び森林愛護組合等は、地域に適合した器材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検をするものとする。

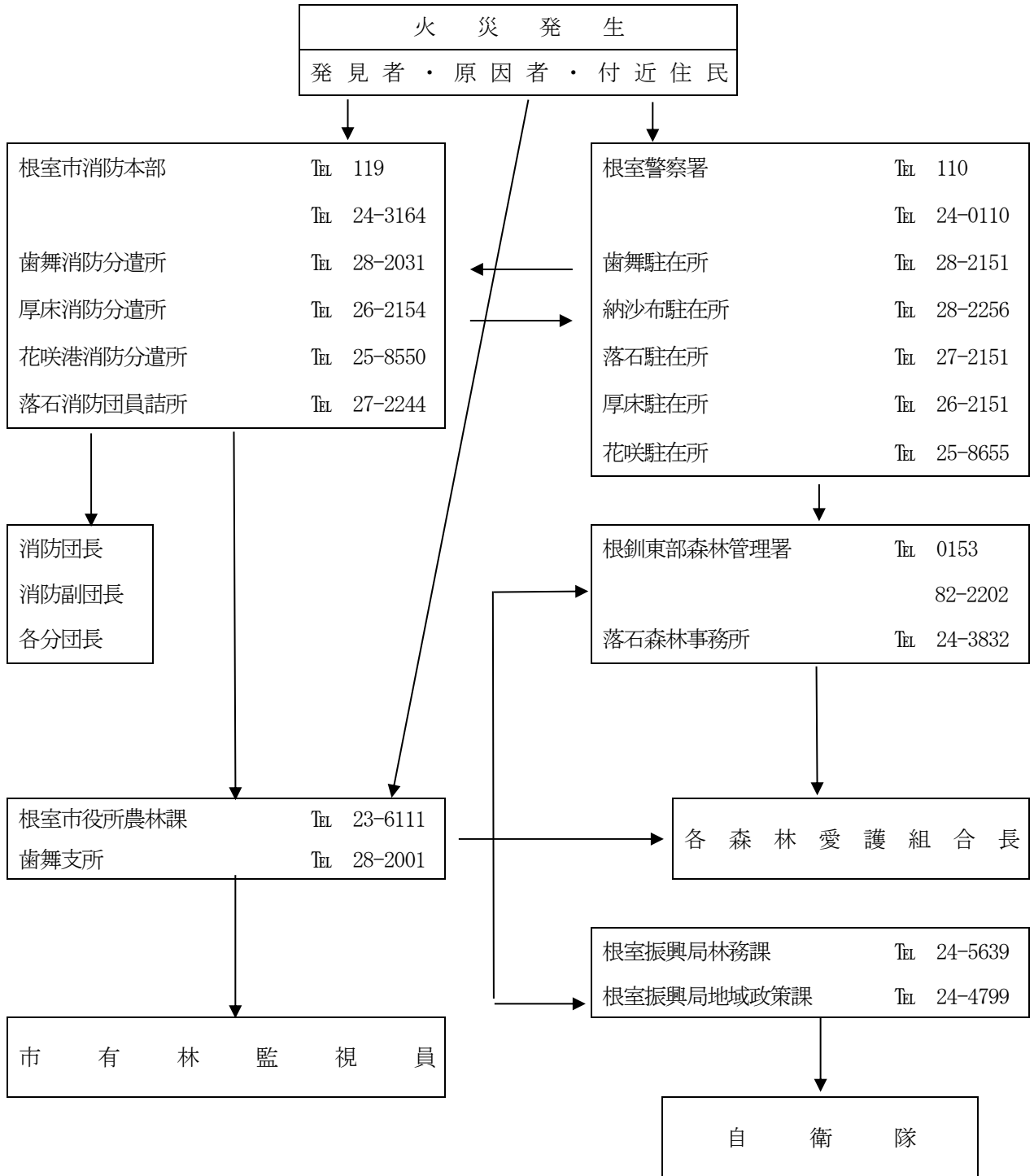
イ 林野火災の地上消火が困難な傾向にある場合、自衛隊等のヘリコプターにより空中消火作業を行うものとする。ヘリコプター着陸可能地点については、適地を第4章第10節「ヘリコプター等活用計画」のヘリコプター着陸可能地点より選定するものとする。

(4) 広域消火体制の確立

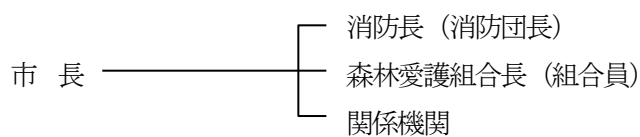
林野火災は、市町村界を超えて広域化するおそれがあるので、市においては、広域的な消火体制の確立を図るため、平常時より林野火災に即応できるよう、近隣の町との連携強化を図るものとする。

(5) 林野火災発生通報の系統確立

ア 通報系統 (令和7年1月現在)



イ 消防出動体制



※ 集合時に班編成を行うものとする。

(6) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合には、早期に状況把握を必要とするので、根室市及び根室振興局においては被害状況の報告及び林野火災被害状況調査提出の迅速化を図るものとする。

第7節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道電力ネットワーク(榎根室ネットワークセンター)

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。
- (イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- (ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

イ 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

ウ 防災関係機関

- (ア) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (イ) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (ウ) 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (オ) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (カ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

エ 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

根室市、北海道、根室警察署、北海道電力ネットワーク(株)根室ネットワークセンター

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 根室市

市長は、大規模停電災害時、その状況に応じ第2章「防災組織」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 北海道電力ネットワーク(株)根室ネットワークセンター

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。
- (イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織を設置して非常災害対策活動を実施する。

(ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力ネットワーク(株)単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制を整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第4章第12節「医療及び助産計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第15節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 根室警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第4章第6節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

(ア) 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

(イ) 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

(ウ) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

市長（建設水道対策部上下水道総務班）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への応急給水を行うものとする。また、必要に応じて、公益社団法人日本水道協会道東地区協議会、根室市水道工事業協会等に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

市及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第4章第20節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

根室警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第4章第8節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

市、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第9節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図

